

## 猪名川町公害防止条例を改正します

### ◆猪名川町公害防止条例とは

猪名川町内において、工場や産業廃棄物処理施設等の事業活動に伴って発生する公害や住環境への悪影響を未然に防止するために一定の基準を定めたものです。

一定の基準を定めることで、周辺住民の健康や快適な生活環境を守ることが目的としています。

### ◆改正理由

本町では、現在運用している公害防止条例を昭和48年3月から約50年間運用してきましたが社会情勢の変化に応じるため、下記の理由から改正するものです。

近年、町外の事業者から産業廃棄物処理施設等の事業用地として土地活用を図りたいとの手続きや相談が増加傾向にあります。

また、法令及び県条例の対象とならない工場及び事業所からの公害に対する苦情が今後、増加することが懸念されます。

これまで工場等の設置に対して、公害の防止を目的として本条例を運用してまいりましたが、今後はこれまでになかった多様な事業活動が町内で行われることが想定され、それに伴う公害発生への対応、生活環境の保全及び事業者への指導権限の強化を目的として本条例を改正するものです。

## ◆条例改正により変更が生じる内容

### 【新たに定める内容】

- ① 産業廃棄物処理施設等を条例の対象施設として追加します
- ② 工場等施設設置の届出について新たに定めます
- ③ 産業廃棄物処理施設等を設置するものが債務超過になり適正に事業を履行できなくなった場合などにおいても、必要となる公害防止対策を講じることができるように、保証金を金融機関へ預入れることを求め、町が質権設定することとします
- ④ 設置届のあった施設からの事故報告を義務化します
- ⑤ 条例の対象となる施設への立入検査に関する規定を定めます
- ⑥ 措置命令に違反した事業者は、過料の対象となります

## ◆保証金預入対象となる施設

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設（法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を得て産業廃棄物の処理を行う施設であって、同施行令第7条の基準未滿の施設を含むものとします）
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を得て産業廃棄物の処理を行う施設
- ③ 建設副産物のリサイクル施設

（お問合せ先）

猪名川町 地域振興部 農業環境課（クリーンセンター内）

電話 072-768-0818 FAX072-768-0092

E-mail:kankyo@town.inagawa.lg.jp

# 猪名川町公害防止条例の改正概要

## 1. 目的

猪名川町における工場及び事業所又は産業廃棄物処理施設等の事業活動に伴って発生する公害と住環境への悪影響を未然に防止することにより、町民の健康と快適な生活環境を保全することを目的とします。

## 2. 定義

### (1) 公害

条例における公害とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する以下のものとします。

《環境基本法第2条第3項～抜粋～》

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

### (2) 産業廃棄物処理施設等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条に規定する施設のほか、同法第14条1項及び同6項の規定に基づく産業廃棄物処理業に関する許可を得て行う処理施設についても対象施設として取り扱うことを予定しております。

## 3. 事業者の責務

(1) 事業活動に伴って生じるばい煙等の処理など、公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、国、県又は町が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力することとします。

(2) 物の製造、加工、処理等に際して、必要となる資材を工場等及び産業廃棄物処理施設等への搬出入する場合、生活環境に影響を与えない措置を講じる責務を負うものとします。

#### 4. 監視体制の整備

町は公害防止のために必要な調査、研究を行い、公害発生状況を監視するとともに、その体制の整備に努めるものとします。

#### 5. 苦情処理の体制整備

町は公害に関する苦情処理の体制を整備し、国、県又は関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努め、公害に関する苦情があったときは、国、県又は関係行政機関等に意見を求め、事業者に対し講ずべき処置について助言するものとします。

#### 6. 施設設置の届出

施設等を設置（変更含む）しようとする事業者は、施設設置の60日前までに業種や作業の種類、ばい煙等の処理方法について、町長に届出するものとします。

#### 7. 公害防止協定

町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、工場等及び産業廃棄物処理施設等を設置しようとするものとの間において、公害防止協定を結ぶものとします。

また、工場等又は産業廃棄物処理施設等を設置することにより生活環境に影響をうけるものは、町長を立会人として、当該事業者との間において公害防止協定を結ぶことができるものとし、事業者と生活環境に影響を受けるものが協定を締結する場合、町長は必要な助言をすることができるものとします。

## 8. 保証金

事業者は産業廃棄物処理施設等を設置しようとする場合、事業の適正な履行を保証し、事業区域やその周辺地域における生活環境を維持するため、賠償責任保険の対象とならない事故や災害等に対応することを保証するため、事業者が町と協議して定めた金融機関へ保証金の預入れを求め、町が質権設定することとします。

保証金額は設置する施設の種類に応じて以下の金額を予定しております。

### ①産業廃棄物最終処分場

埋立する産業廃棄物及び土砂等の計画総量に1 m<sup>3</sup>当たり450円を乗じて得た額

### ②産業廃棄物中間処理施設・建設副産物リサイクル施設

処理等を行う産業廃棄物の1か月の最大処理量に1 m<sup>3</sup>当たり10,000円を乗じて得た額

### ③産業廃棄物処理施設積替施設

施設の最大一時保管量に1 m<sup>3</sup>あたりに30,000円を乗じて得た額

## 9. 保証金の使途

保証金は事業主が、債務超過等の理由により事業を適正に履行できなくなった場合、事業区域や周辺地域の生活環境や安全が著しく脅かされている状態にあって、事業主が対策を講じないときや環境の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じない場合に、事業区域や周辺地域で公害防止の対策や防災対策などに要する経費に充てるものとします。

## 10. 事業の承継

施設設置の届出をしたものから、施設を譲り受け、又は借り受けたものは、当該施設の届出をしたものの地位を承継するものとします。

また、相続又は合併があった場合においても、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該施設の届出をしたものの地位を承継するものとします。

## 1 1. 事故報告

事業者は、事故によりばい煙等を発生させ、人の健康若しくは生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、速やかに町長へ報告するとともに、町長の指示に従わなければならないものとします。

## 1 2. 過料の設定について

### ①措置命令

事業者に対し、期限を定めて公害の防止の方法、建物若しくは施設の構造又は配置、作業方法等の改善並びに作業の一時停止を命ずるものとします。

### ②過料

町長は、事業者が命令に従わないときは、5万円以下の過料を科するものとします。

## ◆今後の予定

### ○パブリックコメントの実施

令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

### ○パブリックコメントに対する意見への回答

令和4年1月下旬（予定）